

第 4 次

平川市行政改革大綱



令和2年10月

平 川 市

目 次

第1章	これまでの取組みと成果	1
第2章	基本的な考え方	
1.	行政改革大綱策定の背景と目的	2
2.	基本方針	2
3.	推進期間および推進方策	3
4.	行政改革大綱の推進体制	3
第3章	実施方針と推進項目	
	体系図	4
	実施方針1 質の高い行政サービスの提供	5
	(1) 市民の立場に立った利便性の高い行政サービスの提供	
	(2) 効果的な市政情報の発信と市民ニーズの的確な把握	
	(3) スマート自治体の推進	
	(4) 市民や多様な主体との協働によるまちづくりの推進	
	(5) 災害時における行政業務の継続	
	実施方針2 組織・機構や事務の効率化・適正化	6
	(1) 効率的な組織・機構の構築と定員の適正化	
	(2) 事務事業の見直し	
	(3) 民間活力の活用	
	実施方針3 健全な財政運営の推進	6
	(1) 健全財政の維持	
	(2) 市税等自主財源の確保	
	(3) 公共施設マネジメントの推進	
	(4) 地方公営企業の経営健全化	
	実施方針4 活力ある職場環境づくりと職員の能力向上	7
	(1) 働きやすい職場環境づくり	
	(2) 人材育成の推進	

第1章 これまでの取組みと成果

平川市では、市制施行後、3次にわたる行政改革大綱のもと、効果的・効率的なサービスを持続的かつ安定的に供給できる体制の構築を目指し、行政改革の取組みを進めてきました。

第1次では主に歳出の削減を図る「量の改革」、第2次では第1次の取組みに加え、市民が主役のまちづくりと市民から信頼される行政を目指す「質の改革」、そして第3次では限られた財源、人員でより迅速で効果的・効率的なサービスを持続的かつ安定的に提供できる体制の構築を目指す「持続可能な行政運営の推進」を基本目標に掲げ、取組みを進めてきました。

その結果、職員数を削減しながら効率的な行政運営、利便性の高いサービスの提供、そして限られた財源・人員でより効果的・効率的な行政サービスの提供に一定の成果を上げることができましたが、この歩みを止めることなく引き続き行政改革に取り組んでいく必要があります。

【これまでの取組み内容】

第1次 (H18～H22)	第2次 (H23～H27)	第3次 (H28～R2)
【実施方針】 (1) 行政の担うべき役割の重点化 (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 (3) 定員管理及び給与の適正化等 (4) 自主性・自立性の高い財政運営の確保 (5) 人材育成の推進 (6) 公正の確保と透明性の向上 (7) 電子自治体の推進 (8) 議会	【実施方針】 (1) 市民の参画と市民協働による行政運営 (2) 市民の利便性が向上する質の高い行政サービスの提供 (3) 人材育成及び定員管理 (4) 健全な財政運営の推進 (5) 民間活力の活用	【実施方針】 (1) 市民の参画と協働の推進 (2) 市民が満足する質の高い行政サービスの提供 (3) 効率的な組織・機構の構築 (4) 健全な財政運営の推進 (5) 民間活力の活用

第2章 基本的な考え方

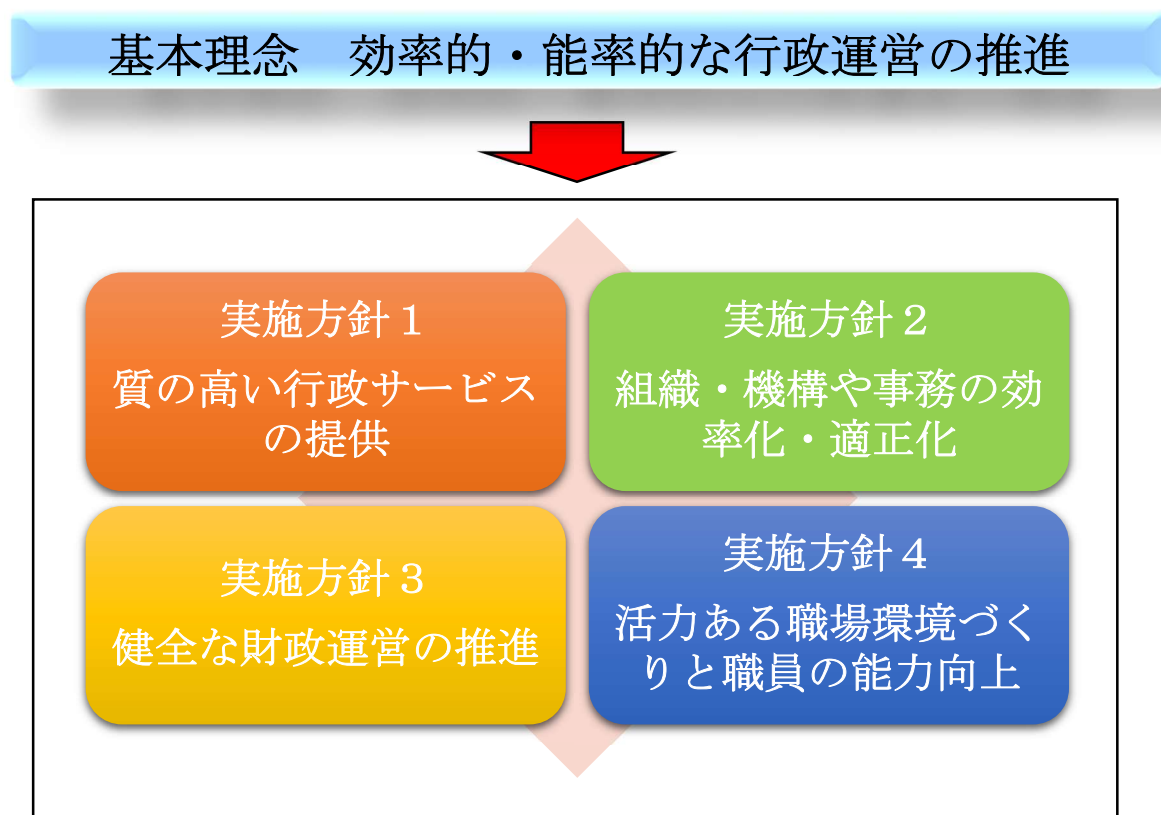
1. 行政改革大綱策定の背景と目的

人口減少や少子高齢化が進み、市税や地方交付税の増加が見込めない中、扶助費など義務的経費の増加、公共施設等の維持・管理にかかる多額の費用等、経常的経費の増嵩により、一層の財政の硬直化が予想されています。

このような中、多様化・複雑化する市民ニーズに応え、より迅速で効果的・効率的なサービスを持続的かつ安定的に提供していくため、引き続き行政改革を推進していくことを目的とし、「効率的^{※1}・能率的^{※2}な行政運営の推進」を基本理念に掲げ、「第4次平川市行政改革大綱」を策定するものです。

2. 基本方針

今後5年間の推進期間で基本理念である「効率的・能率的な行政運営の推進」と第2次平川市長期総合プランの基本理念である「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」の実現に向け、以下に掲げる4つの実施方針のもと、行政改革を推進していきます。



※1 効率的…使った労力や費用に対して得られた成果の割合。

※2 能率的…一定時間内にできる仕事の割合。仕事のはかどり方。

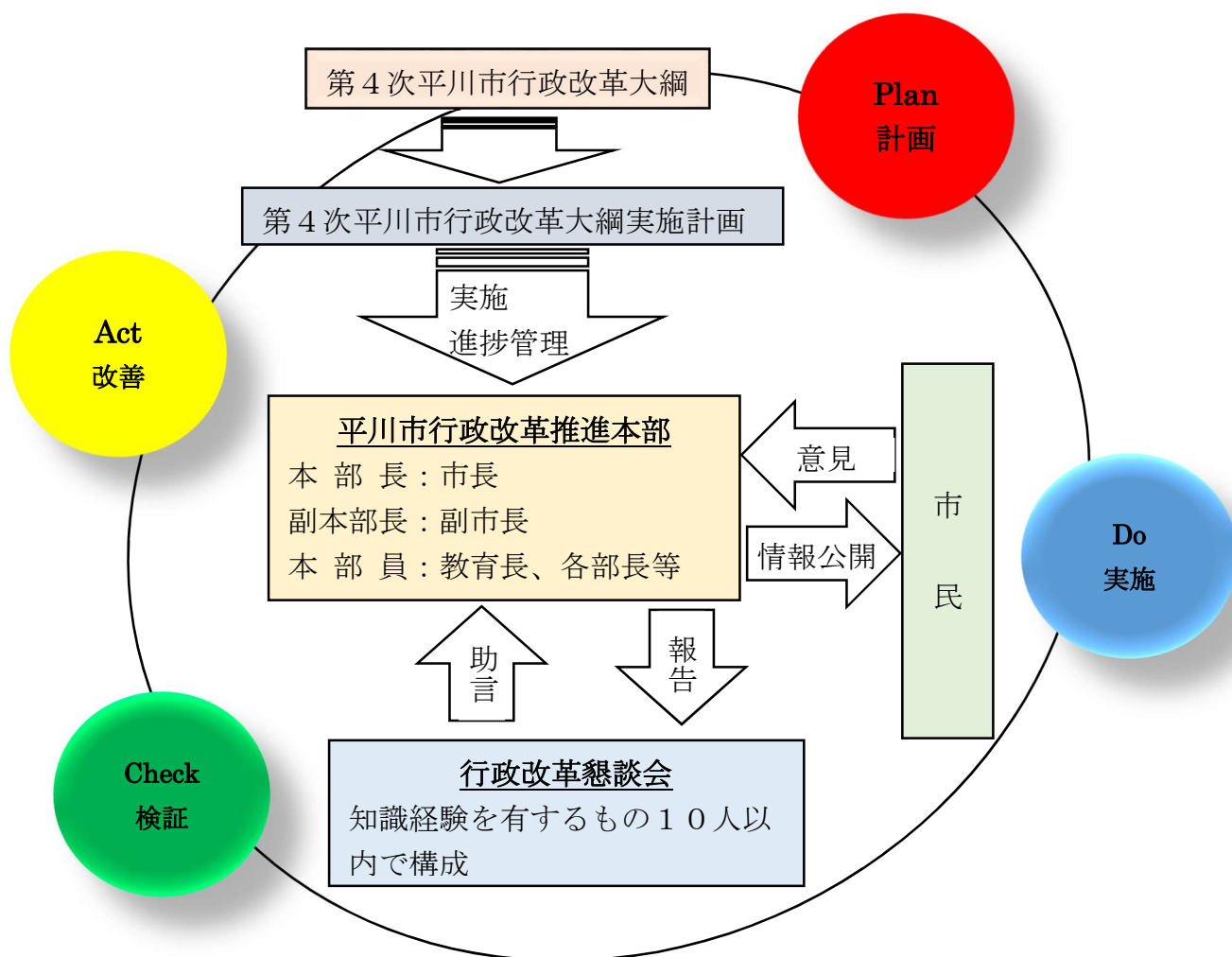
3. 推進期間および推進方策

第4次平川市行政改革大綱の推進期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

具体的な取組みについては、「行政改革大綱実施計画」により推進し、成果の評価を毎年度実施して改善につなげていきます。また、社会経済情勢や市民意識の変化に対応する必要がある場合には、計画内容の見直しを行います。

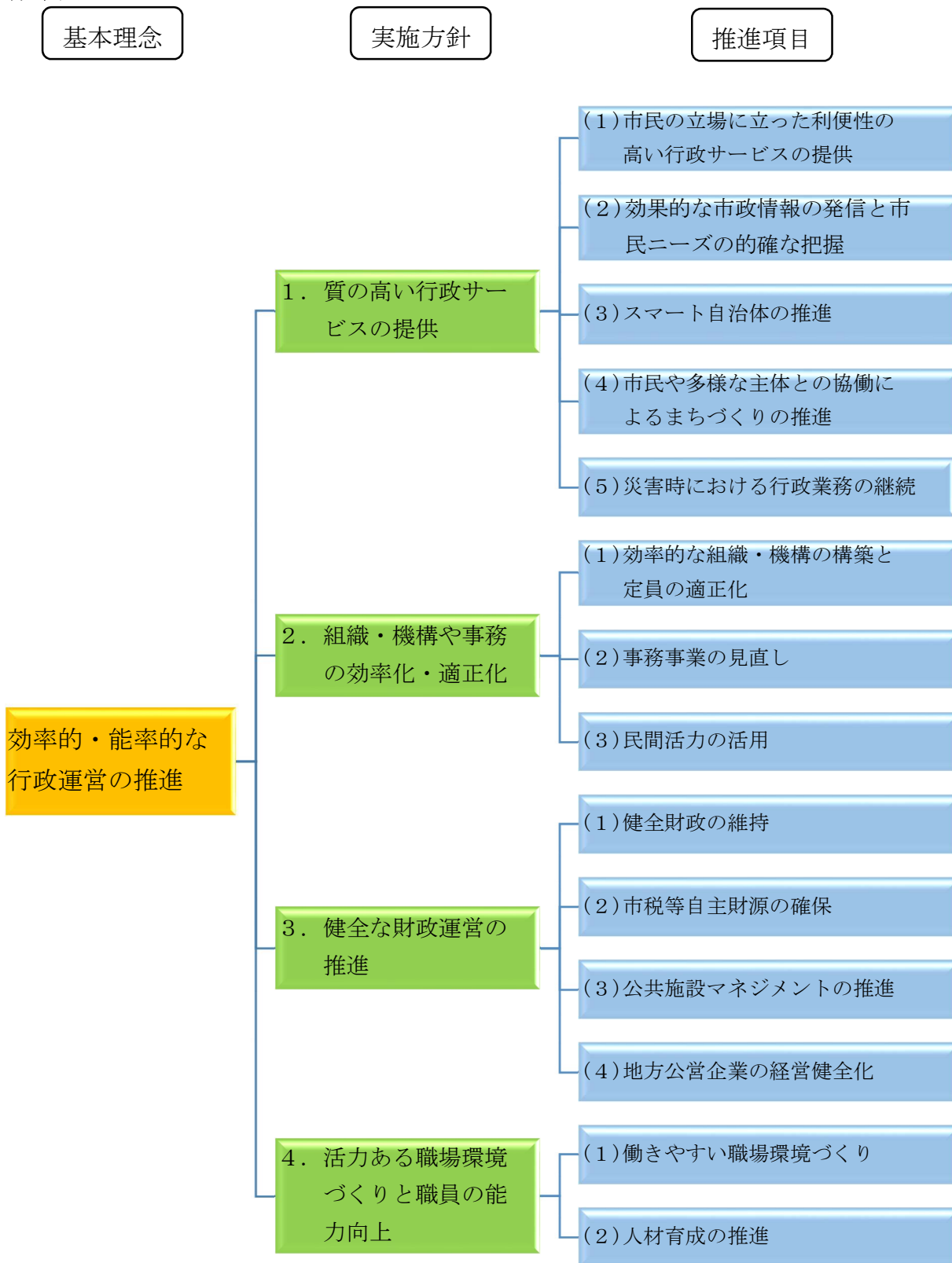
4. 行政改革大綱の推進体制

本大綱を着実に推進していくため、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、改善(Act)というサイクルのもと、成果・推進状況について、「平川市行政改革推進本部」および民間有識者、市民の代表からなる「平川市行政改革懇談会」に適時報告し、さまざまな立場と観点から意見を求め、改善を図りながら、「効率的・能率的な行政運営の推進」を目指します。



第3章 実施方針と推進項目

体系図



実施方針1 質の高い行政サービスの提供

市民ニーズや行政課題が多様化・複雑化する中、効率的に行政サービスを提供するための取組みを推進し、市民が満足する質の高いサービスの提供に努めます。

(1) 市民の立場に立った利便性の高い行政サービスの提供

窓口業務の集約化や申請手続きの簡素化等、市民の利便性向上を図りながら窓口サービスの改善を行い、市民が満足する質の高いサービスの提供に取り組めます。

(2) 効果的な市政情報の発信と市民ニーズの的確な把握

市民が必要とする情報を広報紙・ホームページ・SNS等でわかりやすく、タイムリーに更新し、効果的な情報発信をしていきます。

また、各種計画の策定等にあたっては、市民に対してアンケートを実施し、市民の意見や要望を行政サービスに反映していきます。

(3) スマート自治体の推進

RPA^{※3}・AI^{※4}等のICTを活用した行政サービスのオンライン化を推進し、申請手続きの簡素化や待ち時間の短縮など、より便利で快適な行政サービスの提供を図ります。

(4) 市民や多様な主体との協働によるまちづくりの推進

活力ある地域社会の形成に向け、市民が主体的にまちづくりに取り組む環境づくりを推進するとともに、地域の課題解決に向けて関係機関・団体と連携し、協働によるまちづくりを進めます。

また、市民との対話を重視した懇談会やパブリックコメントの実施により、市民から広く意見を募り、各種施策に反映させることで、市民が参画しやすい環境づくりを進めます。

(5) 災害時における行政業務の継続

大規模災害や新型インフルエンザ等の発生により市役所機能が低下する中であっても、市民の生命と健康を守り、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供するための体制の構築を図ります。

※3 **Robotic Process Automation** の略称。人間がコンピュータを操作し行う作業をソフトウェアによって自動化し、業務の自動化・省力化をすること。

※4 **Artificial Intelligence** の略称。人間の知的営みをコンピュータで実現させるための技術のこと。人工知能。

実施方針 2 組織・機構や事務の効率化・適正化

人口減少、少子高齢化による厳しい財政状況の中、将来にわたり持続的かつ安定的に行政運営を行い、必要最小限の行政資源で質の高い行政サービスを提供できるよう、効率的な組織・機構の構築や業務の見直しを行い、行政のスリム化、適正化を図ります。

(1) 効率的な組織・機構の構築と定員の適正化

職員数を削減しつつも新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくために、部局の統廃合や新設等を行い、効率的な組織・機構の構築を進める一方で、業務量の変化に応じて職員配置の見直しを行い、必要人員の確保に努めます。

(2) 事務事業の見直し

市民ニーズに即した行政サービスを提供できるよう、事務事業やサービス水準の質や量、実施方法等の点検を行い、行政のスリム化・効率化を図ります。

また、近隣市町村共通の課題や業務の効率化・行政サービスの向上を図ることができる事務事業については、近隣市町村と連携した施策の提案・実施をすることで事務負担の軽減やコストの縮減等、行政運営の効率化を図ります。

(3) 民間活力の活用

市が直営で行うよりも民間に委ねた方が効果的・効率的な運営が期待できる業務については、民間移譲や民間委託を推進します。

実施方針 3 健全な財政運営の推進

限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業展開し、市税等の自主財源の確保や公共施設の長寿命化と量の最適化を図り、真に必要な行政サービスの提供を実現しながら持続可能な健全財政を目指します。

(1) 健全財政の維持

財政運営計画に基づいて、急激な社会経済情勢の変化や高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等、市の財政運営への影響に柔軟に対処できるよう常に検証し、健全財政の維持に努めます。

(2) 市税等自主財源の確保

市税の適正な負担と収納率の向上、使用料・手数料の受益者負担の適正化を図るとともに、未利用財産の利活用やふるさと納税の推進に取り組むことで自主財源の確保に努めます。

(3) 公共施設マネジメントの推進

当市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が全体の3割を占め、今後も老朽化が進んだ施設の建替えや長寿命化を目的とした大規模改修が想定され、多額の費用が必要となります。

限られた財源の中、市民にとって必要な施設を持続的に維持していくため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の規模の適正化、効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の量の最適化を図り、真に必要なとされる行政サービスの提供の維持・確保を目指します。

(4) 地方公営企業の経営健全化

水道事業及び下水道事業は、財務状況の明確化、事務事業の効率化、水道料金、下水道使用料の収納率向上対策および滞納等の解消対策に積極的に取り組み、計画的に経営の健全化を図ります。

実施方針4 活力ある職場環境づくりと職員の能力向上

限られた行政資源で質の高い行政サービスを提供するため、職員の個性を大切にしながら、職員の持つ能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境づくりを進めます。

(1) 働きやすい職場環境づくり

多様な能力・個性を発揮できる職場環境の構築を図るために、有給休暇の取得促進や時間外勤務の抑制、テレワークの推進等、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させることで、働きやすく、活力ある職場環境づくりを進めます。

(2) 人材育成の推進

「平川市人材育成基本方針」に基づき、職員の経営能力や専門性・創造性を高める研修機会の充実に努めることで、職員の能力向上を図り、多様化・複雑化する市民ニーズに対応できる人材育成を推進します。

また、能力・実績を重視した公正かつ客観的な「人事評価システム」の効果的な運用により、適材適所の人事配置を進め、職員の意欲・能力が十分発揮できる体制づくりを進めます。

第4次平川市行政改革大綱

◆発行年月 令和2年(2020年)10月

◆発行 平川市

〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25番地6

TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-8619

URL <https://www.city.hirakawa.lg.jp>

◆編集 平川市総務部総務課